

# 一 制定・改廃の概要 一

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 28 年 8 月 31 日・東京都規則第 203 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）の施行等を踏まえ、エネルギー有効利用計画書、建築物環境計画書等に係る規定を改める必要がある。

### (2) 改正内容

#### ア 適用除外建築物に係る引用条文の改正（規則第 8 条の 3 第 3 項ほか）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 17 条の 4、第 20 条の 3 及び第 23 条の 4 第 1 項の規定の適用が除外される建築物に係る引用条文を改める。

#### イ 対象となる建築物の部分の区分の改正（規則第 8 条の 3 第 4 項第 2 号ほか）

設備システムのエネルギー利用の低減率に関する条例第 17 条の 4 に規定する省エネルギー性能目標値及び条例第 20 条の 3 に規定する省エネルギー性能基準について、その設定又は遵守の対象となる建築物の部分の区分を、非住宅用途に供する部分に改める。

#### ウ 省エネルギー性能基準の算定方法等の改正（別表第 1 の 5）

##### （ア）建築物の熱負荷の低減率

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の施行等を踏まえ、引用する規定を改めるほか、規定を整備する。

##### （イ）設備システムのエネルギー利用の低減率

算定の対象となる建築物の部分の区分を非住宅用途に供する部分のみとするほか、算定に当たりその他一次エネルギー消費量（ $E_M$ ）を除外するよう算定の式を改める。

## 2 施行日

平成 29 年 4 月 1 日（第 8 条の 3 第 3 項、第 9 条の 3 第 3 項及び第 13 条の 4 第 2 項の改正規定については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第 1 条第 2 号に規定する日）

## 3 問合せ先

環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課

03-5388-3536